## 株 主 各 位

大阪市平野区加美東2丁目1番18号 ダイジェット工業株式会社 取締役社長 牛 悦 住 歩

## 第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

#### ■当社ウェブサイト

https://www.dijet.co.jp/company/ir/index4.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

#### ■東証ウェブサイト

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

- 1. 日 時 2025年6月26日 (木曜日) 午前10時
- 場所 大阪市平野区加美北9丁目16番18号本社別館会議室(本社事務所北側)

#### 3. 目的事項

報告事項 1. 第99期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等 委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第99期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類報告の件

#### 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した書類の一部であります。
  - 連結計算書類の連結注記表
  - 計算書類の個別注記表

以上

<sup>◎</sup>当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

<sup>◎</sup>電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

### 事業報告

(2024年4月1日から) (2025年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、国内の雇用・所得環境の改善等により、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、地政学リスクの高まり、中国経済の減速懸念、円安の進行による物価の上昇等が及ぼす影響を注視する必要があり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

さらに当社グループを取り巻く経営環境につきましては、米国による関税引き上げの影響により、自動車産業等で輸出や生産の減速懸念が高まっており留意が必要な状況です。

そのような中、当社グループにおきましては、「JIMTOF2024」や「IMTEX2025」等、国内外の展示会に積極的に出展するとともに、超硬シャンクアーバー「頑固一徹」をお使いの顧客を対象とした会員制クラブ「頑固クラブ」にも多くの加入をいただき、顧客ニーズの吸い上げに注力いたしました。

切削工具につきましては、小径・多刃仕様荒加工工具SKSエクストリーム「EXSKS05形」の低抵抗PLインサート、高能率アルミ加工用工具エアロチッパーミニ「MAM/AMX形」のDLCコートインサート、刃先交換式ドリル「TAEZドリル」のプリハードン鋼用インサート、モジュラーヘッドタイプ等、顧客ニーズに応えたラインナップを追加し、販売の拡大に努めました。

また耐摩耗工具につきましては、当社独自の開発材料であるサーメタルにおきまして、高硬度と高強度の両立を実現し、耐摩耗性・耐衝撃性の両分野での特長を活かして、従来の金型素材では対応しづらい、環境関連等の分野で成果を挙げ、販路を拡げております。

連結売上高は、前年同期比5.4%増の8,793百万円となりました。このうち国内販売は前年同期比4.5%増の3,748百万円となり、輸出は同6.1%増の5,044百万円となりました。輸出の地域別では、北米向けが前年同期比0.1%減の1,078百万円、欧州向けが同1.4%減の1,339百万円、アジア向けが同13.0%増の2,589百万円、その他地域向けが同39.1%増の36百万円となり、この結果、連結売上高に占める輸出の割合は、前年同期に比べ0.4ポイント増加し57.4%となりました。

製品別では、焼肌チップが前年同期比5.0%増の556百万円、切削工具が同5.6%増の7,269百万円、耐摩耗工具が同4.6%増の922百万円となりました。

収益面では、売上高の増加や売上原価率が改善したこと等により、営業利益は前年同期比95.5%増の219百万円、経常利益は前年同期比12.3%増の195百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は205百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失130百万円)となりました。

製品別売上高

	区分		前	連結会計	年度	当	車結会計	年度		134			
				(2023年4月1日から) 2024年3月31日まで)			(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)			増減			
					金	額	構成比	金	額	構成比	金	額	増減率
					317	DR.	111170000	317	DR.	1113/3/01/10	317		<sup>2</sup> 11/9,—
						千円	%		千円	%		千円	%
焼	肌	チ	ツ	プ	529	9,827	6.3	556	5,075	6.3	2	6,248	5.0
切	削	J	I	具	6,886	6,355	82.5	7,269	9,025	82.7	38	2,670	5.6
耐	摩	耗	I	具	88	1,677	10.6	92:	2,362	10.5	4	0,685	4.6
そ		の		他	40	6,435	0.6	4.	5,651	0.5		△784	△1.7
		計			8,34	4,294	100.0	8,79	3,113	100.0	44	8,819	5.4
(う	ち海	外	売上	高)	(4,75	5,993)	(57.0)	(5,04	4,347)	(57.4)	(28	8,354)	(6.1)

<sup>(</sup>注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に、注力商品の生産拡大および生産効率向上のため、651 百万円の設備投資を実施いたしました。内訳は、合金製造設備252百万円、切 削工具製造設備297百万円などであります。なお、所要資金については、自己 資金を充当いたしました。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資や社債発行等による重要な資金調達はありません。

#### (4) 対処すべき課題

わが国産業におきましては、国内の雇用・所得環境の改善等が進み、経済活動は回復基調で緩やかに推移している一方、長期化するロシア・ウクライナ情勢や中東問題、原材料やエネルギー価格の高騰、米国の関税政策の変化等による急激な為替変動や世界的な景気後退が懸念されており、不透明な経営環境が続くことが予想されます。

当社グループといたしましては、引き続き、より収益性が高く、効率的な事業活動の基盤を構築するために、以下の取組みを推進してまいります。

- 1) 販売体制の強化
  - ・得意商品の受注生産体制の確立
  - ・得意商品の拡販と、得意商品を創造・育成する販売体制の構築
  - ・海外拠点と本社の連携強化と持続可能な世界販売体制の整備
  - ・マーケティング戦略に基づく自社製品の強みに適合した市場の開拓
- 2) 収益性の向上・生産技術力の強化
  - ・原材料等の価格上昇リスクにも対応できる原価低減の徹底
  - ・自動化と業務効率改善による製造工程の短縮・生産性の最大化
  - ・アワーレート\*1の低減やプロダクトライフサイクル\*2に基づいた製品管理
    - ※1 製造の際に発生する、従業員・設備にかかる1時間あたりのコスト
    - ※2 製品が市場に投入されてから、寿命を終え衰退するまでのサイクル
- 3)新製品の開発促進
  - ・「高速・高能率・高精度」をキーワードとした最速製品化を実現できる 新製品開発体制の再構築
  - ・ユーザーニーズに即した提案型商品、革新的なオリジナル商品および コア商品の開発推進
  - ・環境負荷低減・EV化部品等に対応した次世代製品の開発
- 4) 人事労務施策の推進
  - ・新人事評価制度の定着による人材育成の促進
  - ・働き方改革および健康経営推進による生産性の向上と労働環境の整備
  - ・女性活躍推進への取組み
- 5) 社会的責任への対応
  - ・持続可能な企業価値の向上のため、コーポレートガバナンスの更なる 充実
  - ・コンプライアンス体制の整備および運用の徹底
  - ・リスクマネジメント体制の推進
  - ・大規模自然災害への対策推進
  - ・ESGを重視したサステナブル経営の推進

#### (5) 財産および損益の状況の推移

N Z	分	_	期別	2022年3月期 (2021年4月1日から) (2022年3月31日まで)	2023年3月期 (2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)	2024年3月期 (2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)	2025年3月期 (当連結会計年度) (2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)
売	_	E	高(千円)	8,067,127	8,803,371	8,344,294	8,793,113
営	業	利	益(千円)	10,054	288,352	112,099	219,183
経	常	利	益(千円)	19,895	312,192	174,263	195,762
親会 又に	株主に帰 は当期が	朝る当期 吨損失	<sup>純紐</sup> (千円)	64,765	362,284	△ 130,970	205,422
	k当たり は当期		純利益 失(△)	21.79	121.91	△44.07	69.13
総	Ĭ	Ť	産(千円)	16,079,703	16,387,261	16,467,402	15,955,315
純	j	₹	産(千円)	7,178,859	7,497,378	7,804,659	7,939,070
1 枚	株当た	り純	資産額(円)	2,415.59	2,522.85	2,626.28	2,671.63

<sup>(</sup>注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は期中平均発行済株式総数に基づき、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

#### (6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係 該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

		5	숝	社	名		資 本 金	出資比率	主要な事業内容
D	-1	J	Ε	Т	1 1	۱ C.	800千米ドル	100%	超硬工具の販売
D	1	J	Е	Т	G m	b H	100千ユーロ	100%	超硬工具の販売

#### ③重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
黛杰漢金(滄州)精密模具有限公司	2,700万人民元	50%	冷間鍛造金型 の製造・販売

<sup>(</sup>注) 黛杰漢金 (滄州) 精密模具有限公司は持分法適用会社であります。

#### ④事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

#### (7) 主要な事業内容

当社グループは、炭化タングステン粉末を主要原料として粉末冶金法によって超硬合金(チップ)を作り、さらにその超硬合金を使用して超硬工具を製造販売しております。

主要製品は次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品 名
焼肌チップ	丸棒チップ、異形チップ
切 削 工 具	刃先交換式工具、エンドミル、ドリル、カッタ
耐 摩 耗 工 具	ダイス、パンチ、環境関連製品他

#### (8) 主要な営業所および工場

①当 計

本 社:大阪市平野区

支 店:東京(神奈川県)、名古屋、大阪

営業 所:北関東(群馬県)、広島

駐在員事務所:バンコク(タイ)、上海(中国)、広東(中国)、

ムンバイ (インド)

生 産 拠 点:大阪、三重、富田林(大阪府)

②子会社

海 外:DIJET INC. (米国) 海 外:DIJET GmbH (ドイツ)

③関連会社

海 外:黛杰漢金(滄州)精密模具有限公司(中国)

#### (9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度比増減
364名 (89名)	11名減

(注) 臨時従業員数は() 内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

#### ②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
351名 (89名)	11名減	42才5ヶ月	21年2ヶ月

(注) 臨時従業員数は() 内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

#### (10) 主要な借入先および借入額

			信	<b></b>	入	5	ŧ				借入金残高	
株	式	ź	<u></u>	社	み	す"	(5	ţ.	銀	行	1,208,432	千円
株	式	会	社	Ξ	菱	U	F	J	銀	行	983,435	

(注) 当社グループにおいては、運転資金等の効率的かつ機動的な調達を行うことを目的として、取引銀行7行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入実行状況は次のとおりであります。

 借入極度総額
 2,000,000千円

 借入実行残高
 --千円

差引借入未実行残高 2,000,000千円

#### 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,971,617株(自己株式 21,382株を除く。)

(3) 株 主 数 2,332名

#### (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
ダイジェット取引先持株会	246 <sup>千株</sup>	8.29 %
ダイジェット持株会	171	5.77
シ ル バ ー ロ イ 株 式 会 社	146	4.94
株式会社みずほ銀行	144	4.86
生 悦 住 歩	128	4.33
株式会社三菱UFJ銀行	119	4.01
ダイジェット共栄会	91	3.08
明治安田生命保険相互会社	85	2.88
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	82	2.79
ダイジェット工業従業員持株会	71	2.42

<sup>(</sup>注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

#### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

<sup>2.</sup> 持株比率は、自己株式(21,382株)を控除して算出しております。

#### 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

氏	名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
生 悦 住	歩	代表取締役社長	
古林雄	_	常務取締役	経営企画部長 黛杰漢金(滄州)精密模具有限公司 董事長
安藤信	夫	取 締 役	総務部長兼経理部長
藤井繁	光	取 締 役	三重事業所長
井川貴	夫	取 締 役 (常勤監査等委員)	
小島康	秀	取 締 役 (監査等委員)	公認会計士 (小島康秀公認会計士事務所)
平井	満	取 締 役 (監査等委員)	弁護士 (平井満法律事務所)

- (注) 1. 取締役(監査等委員)小島康秀、平井満の両氏は、社外取締役であります。
  - 2. 取締役(監査等委員)小島康秀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に 関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 3. 常勤者の有する高度な情報収集能力に基づき質の高い情報収集が可能となること、内部統制システムの活用や会計監査人および内部監査部門との連携においても常勤の監査等委員の役割、活動が重要であること、さらには、執行側とのコミュニケーションを円滑にして監査等委員会の職務執行の円滑化を図る等のため、井川貴夫氏を常勤の監査等委員に選定しております。
  - 4. 取締役(監査等委員)小島康秀、平井満の両氏は、東京証券取引所に対し、取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
  - 5. 2025年4月1日付で次のとおり異動がありました。

氏		名			担当および重要な兼職の状況						
LU	工 右				変更	前	変	更 後			
安	藤	信	夫	取締役	総務部長	兼経理部長	取締役総務・人	人事・経理担当			
藤	井	繁	光	取締役	三重事業所長		取締役製造担	当			

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(監査等委員)全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

#### ①被保険者の範囲

当社の取締役(監査等委員を除く)および取締役(監査等委員)ならびに当社子会社および当社関連会社のこれらの者と同様の地位にある者。ただし、当社関連会社の当該地位にある者については、当社または当社子会社との兼務者もしくは当社または当社子会社からの出向者に限る。

#### ②保険契約の内容の概要

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としています。

#### (4) 当事業年度に係る取締役の報酬等に関する事項

- ①取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する 事項
  - ア. 当社は、2021年2月5日開催の取締役会の決議により、取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)を定めており、その基本方針は、会社業績との連動性を考慮しつつ、職責と成果を反映させた報酬体系とすることであり、その報酬は、基本報酬である月額報酬と短期的な業績連動報酬である役員賞与より構成することとしております。

月額報酬には、役員持株会で一定数の株の購入資金に充てる目的で支給する株価連動型報酬を含むものとしております。

イ. 当社の取締役(監査等委員を除く)の基本報酬である月額報酬は、固定報酬と株価連動型報酬としており、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

株価連動型報酬は、月額の固定報酬の一定割合を自社株式取得目的報酬として支給し、これを当社役員持株会に拠出して一定数まで継続的に取得し、取得株式は役員在任期間中保有するものとしております。

ウ. 当社の業績連動報酬等は、当該事業年度の連結業績予想の売上高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益の達成率を業績指標として算出された額を役員賞与として毎年、一定の時期(翌事業年度)に支給することとしております。ただし、無配または純損失となった場合には、不支給とします。

当該業績指標を選定した理由は、各取締役(監査等委員を除く)の当該事業年度の業績目標の達成に対する意識を高めるためであります。

目標となる業績指標とその値については、適宜、環境の変化に応じて監査 等委員会の答申および取締役会の審議を踏まえ、見直しを行うものとして おります。

なお、当社は非金銭報酬等は設定しておりません。

エ. 当社の取締役(監査等委員を除く)の種類別の報酬割合については、当社の事業規模や、関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、監査等委員会の意見を尊重し、取締役会において検討を行い、決定します。各取締役(監査等委員を除く)の報酬等の種類ごとの目安は、基本報酬:業績連動報酬等=8:2(固定報酬:株価連動型報酬:業績連動報酬等=7:1:2)としております(業績指標を100%達成の場合)。

#### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2015年6月26日開催の第89回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は年額1億8,000万円以内、取締役(監査等委員)の報酬限度額は年額4,000万円以内と決議いただいております。

なお、当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は5名、取締役(監査等委員)の員数は3名(うち、社外取締役は2名)です。

# ③取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、2024年6月26日開催の取締役会における委任決議に基づき、代表取締役社長生悦住歩氏が取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬と額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役(監査等委員を除く)の月額基本報酬の額および業績指標の各達成率を踏まえた各取締役(監査等委員を除く)の賞与の配分としています。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役 (監査等委員を除く)の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も 適しているからであります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は、監査等委員会に原案に対する意見を聴取し、当該答申の内容を尊重し、決定しなければならないこととしており、当該手続きを経て取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④取締役(監査等委員)の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

当社の取締役(監査等委員)の報酬については、監査等委員の協議により、 株主総会で承認された報酬の範囲内で、個別の月額報酬(株価連動型報酬含む) および役員賞与を決定しております。

取締役(監査等委員)の役員賞与は、一定額として支給額を決定しており、支給割合は報酬総額の10%未満としております。ただし、無配または純損失となった場合には、不支給とします。

#### ⑤取締役の報酬等の総額等

区分	人員	報酬等の総額	報酬等の種	類別の総額
	八貝	学区的NINTS V ノボジ合具	基本報酬	業績連動報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	4名	68,514千円	56,300千円	12,214千円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3名 (2名)	13,350千円 (5,200千円)	12,600千円 (4,800千円)	750千円 (400千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (2名)	81,864千円 (5,200千円)	68,900千円 (4,800千円)	12,964千円 (400千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
  - 2. 当事業年度の業績連動報酬等につきましては、当事業年度の連結業績予想の売上高・営業利益・親会社株主に帰属する当期純利益の達成率等を総合的に勘案し、支給する予定としております。当事業年度の業績指標である期初に設定した連結業績予想は、売上高8,800百万円、営業利益300百万円、親会社株主に帰属する当期純利益250百万円であり、その実績は1.(5)財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。
  - 3. 厳しい経営環境に鑑み、当事業年度中の2024年4月から2024年10月において取締役(監査等委員を除く)については、基本報酬のうち、月額固定報酬の5%から10%を減額しております。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ①取締役(監査等委員)小島康秀氏に関する事項
  - ア. 重要な兼職先と当社との関係

小島康秀公認会計士事務所と当社の間には、特別の関係はありません。

- イ. 当事業年度における主な活動状況
  - a. 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会11回のうち全てに出席し、議案・審議等に つき必要な発言を適宜行っております。

b. 監査等委員会への出席状況および発言状況 当事業年度開催の監査等委員会11回のうち全てに出席し、議案・審議 等につき必要な発言を適官行っております。

ウ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 取締役会および監査等委員会において、公認会計士としての専門的知識 と経験を活かし、客観的立場から議案・審議等につき必要な発言を適宜行 うことで、会社経営の監視・監督を行っております。

#### ②取締役(監査等委員)平井満氏に関する事項

ア. 重要な兼職先と当社との関係

平井満法律事務所と当社の間には、特別の関係はありません。

- イ. 当事業年度における主な活動状況
  - a. 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会11回のうち全てに出席し、議案・審議等に つき必要な発言を適宜行っております。

b. 監査等委員会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の監査等委員会11回のうち全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

ウ、社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会および監査等委員会において、弁護士としての専門的知識と経験を活かし、客観的立場から議案・審議等につき必要な発言を適宜行うことで、会社経営の監視・監督を行っております。

#### 5. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

清友監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 26,000千円
- ②当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 26.000千円
- (注) 1. 当社監査等委員会は、会計監査人の前事業年度における監査計画および会計監査の実施状況について分析・評価を行い、また必要な資料の提供を受け、会計監査人の職務の実行状況および当事業年度における監査計画、関与予定の会計士等を確認し、報酬額の見積りについて検討を行いました結果、相当であると判断したため、同意を行っております。
  - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

#### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに 該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解 任いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に執行することが困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### 6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制
  - ①取締役及び使用人に対する行動の基本方針として行動規範及び行動規準を定め、 遵守に努めるものとする。
  - ②「取締役会規則」に従い、取締役会を定期に開催して業務執行の状況を報告するほか、必要に応じて適宜臨時に開催して取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。また、取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図るものとする。
  - ③取締役の職務執行については、監査等委員会の定める監査の方針及び分担等の 監査基準に従って監査等委員会が監査し、経営に対する監査機能の強化を図る ものとする。
  - ④内部監査機関として執行部門から独立した内部監査部門を置き、「内部業務監査 規定」及び「財務報告に係る内部統制規定」に従って定期的に内部監査または モニタリングを実施し、内部統制の充実、徹底を図るものとする。
  - ⑤法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、総務部門または監査等委員会を直接の情報受領者とする内部通報制度を整備し、法令定款違反及び社内規定に反する行為を早期に発見し、その予防を図るものとする。
  - ⑥監査等委員会は当社のコンプライアンス体制及び内部通報制度の運用に問題が あると認めるときは、意見を述べるとともに改善策の策定を求めることができ るものとする。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務執行に係る情報及び文書については、「文書関係規定」に従ってその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとする。
- ②取締役の職務執行に係る情報及び文書については、取締役(監査等委員である取締役を含む。)が随時閲覧できることとする。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社の事業運営に伴うリスクの管理については、「リスク管理規定」に従い、リスク管理委員会を設置して社内外のリスクの評価、分析、対応策の検討を行い、各リスクの主管責任部門がその対応策を実施してマニュアルの作成、見直し及び研修を必要に応じて行い、そのリスクの低減等に取り組むものとする。
- ②不測の事態が発生した場合は、「危機管理規定」に従い、社長指揮下の緊急時対 策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行って損害の拡大を防止し、これを最 小限に止める体制をとるものとする。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期及び適宜臨時に開催し、取締役間で意思の疎通を図るとともに、「取締役会規則」で定める重要事項について迅速かつ適切な意思決定を行うものとする。
- ②監査等委員会設置会社として、取締役会は、取締役に対し重要な業務執行の決定の一部を委任して、取締役の職務の執行の迅速化及び監督機能の強化を図るものとする。
- ③業務執行の適正化、迅速化及び監督機能の強化を図るため、業務役員を置くも のとする。
  - 業務役員は重要な使用人として取締役会が任命し、取締役はその指揮の下で業務役員に業務執行を分担し、重要な課題に迅速かつ柔軟に対応する。
- ④取締役会のほか、業務執行取締役、業務役員及び部門長で構成する経営会議を 定期に開催し、経営全般にわたる情報の共有化を図り、業務執行の迅速化を図 るものとする。
- ⑤取締役及び業務役員の業務執行については、「職務権限規定」、「業務分掌規定」 等に従った権限の委譲を行い、その効率化を図るものとする。

#### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社の定める「関係会社管理規定」に従い、子会社の管理及び経営指導を行 うとともに、子会社に対して、経営計画、営業成績、財務状況その他業務上の 重要事項について定期的に当社への報告を求めるものとする。
- ②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 子会社においては、その規模及び特性等を踏まえ、リスクの評価及び管理体制を適切に構築し、運用するものとする。
- ③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ア. 子会社における迅速かつ効率的な意思決定を行うため、子会社は取締役会 を定期に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、経営に関わる重要 事項の意思決定及び経営全般に対する監督を行うものとする。
  - イ. 子会社は自社の社内規定に従い、決裁手続き及び決裁権限等を明確に定め、 業務を効率的に遂行できるようにするものとする。
- ④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 当社及び子会社の業務の適正を確保するため、当社及び子会社全てに適用 する行動指針として行動規範及び行動規準を定め、遵守に努めるものとす る。
  - イ. 子会社の業務執行については、当社の内部監査部門による内部監査を定期 的に実施し、適正の確保を図るものとする。

#### (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の配置にあたっての具体的な内容(組織、人数等)については、取締役会は監査等委員会の意見を聴取し、人事担当部門及び関係部門の意見を考慮して、必要に応じて専任の使用人を決定するものとする。

- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
  - ①監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、当社の業務執行に係る 役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、取締役(監査等委 員である取締役を除く。)及びその他の使用人の指揮命令を受けないものとす る。
  - ②監査等委員会の職務を補助すべき使用人の評価は監査等委員会が行い、その任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を必要とするものとする。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等から監査等委員会への報告に関する体制
  - ①当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社または子会社の業務または業績に 影響を与える重要な事項、法令定款違反、その他のコンプライアンス上の重要 な事項について、当社の監査等委員会に都度報告するものとする。
  - ②監査等委員会は、いつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人に 対し、報告を求めることができるものとする。
- (9) 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り 扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ前項①の報告を行った当社または子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止するものとする。

(10) 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。) について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

#### (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員は、取締役会のほか経営会議等の重要会議に出席し、取締役及びそ の他の使用人の業務執行を監視することとする。
- ②監査等委員会は、代表取締役社長及び会計監査人と、必要に応じて意見交換を 行うものとする。
- ③監査等委員会は、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができるもの とする。
- ④監査等委員会と内部監査部門、会計監査人及び子会社の監査役(もしくはこれに相当する者)は相互に連携を保つものとする。

#### (業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社は、2015年6月26日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性および効率性の向上など、コーポレートガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### (1) コンプライアンス

当社は、当社グループの内部統制システム構築に関する基本方針について決議するとともに、コンプライアンスの基本方針となる行動規範および行動基準を定め、周知して遵守するよう努めております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、内部通報制度を設け、法令定款違反および社内規定に反する行為の早期発見およびその予防に努めております。

#### (2) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会を11回開催し、法令、定款および取締役会規則等に定められた事項の決議を行うほか、業務執行取締役、業務役員および部門長で構成する経営会議を6回開催し、経営全般にわたる業務執行に関する事項について審議を行い、業務執行状況の報告等を通じて業務執行取締役および業務役員ならびに部門長の情報の共有化を図るとともに、お互いの業務執行を監督・監視し、迅速な意思決定および効率的な事業運営を図っております。

#### (3) 監査等委員会の監査体制

当事業年度において監査等委員会を11回開催し、監査等委員会が定めた監査方針および監査計画などに基づき、監査等委員は取締役会、経営会議およびその他重要な会議に出席するほか、内部監査部門を通じて各業務部門に対してヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程および取締役の業務執行状況について監査・監督しております。

さらに、監査等委員会は、会計監査人と監査前に監査方針、監査計画ならびに 日程などについて意見交換を行うほか、必要に応じて監査計画の進捗状況、監査 実施上の問題点などについての情報交換も行い、会計監査人と相互連携を図って おります。

また、監査等委員会は、内部監査部門より内部監査またはモニタリングの状況などの報告を受けるほか、内部監査部門に対し必要に応じて監査に関する指示を行うなど、内部監査部門とも相互連携して意見交換および情報交換を行っております。

#### (4) 内部監査の実施

内部監査部門は、年間の監査計画に基づき各業務部門に対して内部監査または モニタリングを実施するほか、監査等委員会より指示を受けた事項に関するヒア リング・調査を行って監査等委員会にその調査報告を行っております。

内部監査部門は、監査またはモニタリング結果を代表取締役および監査等委員会に報告するほか、必要に応じて会計監査人と相互連携して意見交換および情報 交換を行っております。

#### 7. 株式会社の支配に関する基本方針

#### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の事業特性並びに株主の皆様をはじめとする国内外の顧客・取引先・社員等の各ステークホルダーとの間に築かれた関係や当社の企業価値の本源を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、継続的若しくは持続的に向上させる者であることが必要と考えております。

また、当社は、当社株券等に対する大規模な買付行為が行われた際に、これに応じられるかどうかは、最終的には株主の皆様の自由な意思と判断によるべきものであると考えておりますが、一方では、大規模な買付行為の中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株券等の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会が代替案を提案するための必要な情報や時間を与えることなく行われるもの、当社と当社のステークホルダーとの関係を損ねるおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社では、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するような大規模な買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

#### (2) 株式会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

①株式会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

#### (i)企業価値向上への取組み

当社は、1938年に創業以来、超硬合金・超硬工具の専業メーカーとして、「独創性豊かな技術開発で世界に貢献する」ことを経営理念に掲げ、新技術・新製品の創造による成長の持続を目指しております。

また、当社は、その経営理念の実現のために、当社取締役会が策定する経営の基本方針及び中長期的な経営戦略に基づき、素材の開発から一貫した製品づくりを行い、国内外の幅広い需要家に提供していく中で、時代に即した事業体制の構築を進め、企業価値の向上に努めております。

さらに、継続して社会から信頼され、企業倫理に則した公正な事業活動を 推進していくために、内部統制システムを整備してコンプライアンス重視の 経営体制の構築を進めております。

このような取組みを通じて、当社は、社会的責任を果たすべく透明性・健全性の高い効率的な経営活動を実現し、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーに最大限に配慮しながら、継続的、安定的に収益を確保し、企業価値を高めることが経営の最重要課題と考えております。

当社の経営理念、経営の基本方針及び中長期的な経営戦略は、以下のとおりです。

#### 【経営理念】

経営は創造である。習慣を打破し独創性豊かな技術開発で世界に貢献し、溌剌とした人材の結集で自己啓発を促進しその能力を最高に発揮する。

#### 【経営の基本方針】

生産財の一隅を担うメーカーとして産業界の創造的製品並びに新素材の出現、加工技術の進展に常に追随しうる情報力を養い、技術力と開発力を備え、本業による収益を高めて株主に報い、従業員の生活環境を満たし、各種取引先との共存に配慮して社会に貢献する。

#### 【中長期的な経営戦略】

- 1. 当社グループは、超硬工具を基盤として、その主要製品分類である、
  - (1) 切削工具
  - (2) 金型を中心とした耐摩耗、耐衝撃工具
  - (3) 上記各工具の超硬合金材料 を三本柱として、バランスのとれた営業力を維持強化する。
- 1. 各工具ともに、新製品の開発、新分野開拓を積極化し、市場における営業対象分野の拡大、被加工材、加工技術の変遷、多様化また高度化に対処し、独自技術を有する特徴ある企業として存立する。
- 1. 超硬工具の中で、最大のマーケットを有し、世界的に製品規格の共有化が可能な切削工具において、
  - (1) 特定産業に傾かず、需要家を広く求めるとともに、一方では流通経路を重用して、多様なマーケットへ裾野広く販路を展開する。
  - (2) 欧米、アジア各国等の海外マーケットへ注力し、対売上高輸出比率の向上を図る。

#### (ii) コーポレートガバナンスの充実への取組み

当社は、経営理念を実現し、株主重視の立場を基本として各ステークホルダーと良好な関係を築き、社会的責任を果たすべく透明性・健全性の高い効率的な経営活動を目指しております。そのためには、中長期的に企業価値の向上に努めるとともに、各ステークホルダーから信頼される企業となるため、コーポレートガバナンスの充実が経営上の重要課題であると考えており、企業倫理に則した公正な事業活動を推進するためにコンプライアンス重視の経

営体制の構築を進めるとともに、内部統制システムを整備し、経営の透明 性・健全性の向上に努めております。

その一環として、当社は、2015年6月26日付をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしました。これにより、取締役会は独立した社外取締役2名を含む3名の監査等委員である取締役を加えた7名の取締役で構成し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限委譲による意思決定の迅速化等を図っております。

現状のコーポレートガバナンス体制は、取締役会を最高の意思決定及び監督機関とし、定期または必要に応じて臨時に開催して取締役及び業務役員が出席し、法令、定款及び取締役会規則等に定められた事項を審議・決定するほか、業務執行状況の報告等を通じて取締役または業務役員間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督・監視しております。

また、業務執行取締役に業務役員及び部門長を加えた経営会議を構成し、原則として2か月に1回または必要に応じて臨時に開催し、年度経営計画、方針管理並びに会社業績の報告及びその対応策等、経営全般にわたる業務執行に関する事項を審議し、情報の共有化を図り、効率的な事業運営を図っております。さらに、監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、取締役会における重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役に委任しており、経営の意思決定及び業務執行の迅速化を図っております。

監査等委員会は、独立した社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成し、法令、定款及び監査等委員会規則に従い、取締役の職務の執行を監査・監督するとともに、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定のほか、監査等委員以外の取締役の選任・指名及び報酬に関する議案の内容についての意見陳述等を通じて各決定プロセスの透明性、客観性の確保に努めております。さらに、常勤の監査等委員である取締役を置くことで、質の高い情報の収集効率を高め、内部統制システムの活用や会計監査人及び内部監査部門との連携を密に図り、執行側とのコミュニケーションを円滑にして監査等委員会による監査の実効性を高めることに努めております。

また、当社は、株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日最終改訂)の趣旨を踏まえ、下記基本方針に沿って、今後も中長期的な企業価値の継続的向上のため、コーポレートガバナンスの一層の充実に取り組んでまいります。

#### 【基本方針】

- (1) 株主の権利・平等性の実質的な確保に努める。
- (2) 株主以外のステークホルダー(お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等)との適切な協働に努める。
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保に努める。
- (4) 取締役会の役割・責務を適切に果たすことに努める。
- (5) 株主との建設的な対話に努める。
- ②株式会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させ、上記基本方針を実現するため、当初2008年6月27日開催の当社第82回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」(買収防衛策)(以下、「本プラン」という。)を導入し、直近では2023年6月28日開催の当社第97回定時株主総会の決議により、株主の皆様のご承認を得て、一部内容を変更した上で本プランを継続しております。

本プランの対象となる当社株券等の買付けとは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下、「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下、「大規模買付者」といいます。)とします。

本プランでは、大規模買付者が遵守すべき、大規模買付行為が行われる場合の情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」という。)を定めております。

大規模買付ルールは、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見を提供し、さらには当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、追加情報についても適宜合理的な回答期限を設け、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のた

めの期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定 を行い、公表することとします。

従いまして、大規模買付行為は、当社において対抗措置を発動するか否かに 係る判断を行うために合理的に必要な期間の経過後にのみ開始されるものとし ます。大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、 原則として、対抗措置をとりません。

他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、及び遵守していても大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく 毀損し、対抗措置をとることが相当であると判断される場合には、当社取締役 会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措 置をとることがあります。

なお、対抗措置の中には、例えば既存の株主に対する新株予約権の無償割当 てなどの措置を含んでおりますが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合 には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予 約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びそ の他の行使条件を設けることがあります。ただし、当社は、この場合において、 大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想 定しておりません。

対抗措置をとる場合には、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び 対応の客観性、公正性及び合理性を担保するために、当社取締役会は、対抗措 置をとるか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、 特別委員会の勧告または当社取締役会の判断により、株主の皆様の意思を確認 することが適切と判断した場合には、当社株主総会を開催することがあります。

#### (3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

①株式会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

前記(2)①に記載した企業価値向上への取組みやコーポレートガバナンスの充実への取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的、安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の株式会社の支配に関する基本方針に沿うものです。また、その内容に照らして、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

②株式会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための取組みであり、当社の株式会社の支配に関する基本方針に沿うものであります。

本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件に有効となるものであること、有効期間を3年間とするサンセット条項が付され、有効期間満了前であっても株主総会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には本プランはその時点で廃止されること、本プランによる対抗措置がとられる際には必ず独立性の高い者のみから構成される特別委員会の判断を経ることが必要とされていること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置がとられないように設定されていることなどにより、その合理性・客観性が担保されていることから、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,394,425	流動負債	3,513,817
現 金 及 び 預 金	1,346,849	支払手形及び買掛金	320,011
受取手形及び売掛金	1,995,483	電子記録債務	645,318
商品及び製品	2,140,381	短期借入金	1,523,907
仕 掛 品	1,666,994	未払法人税等	33,486
原材料及び貯蔵品	1,013,370	賞 与 引 当 金	198,088
未 収 入 金	70,331	そ の 他	793,005
そ の 他	175,355	固定負債	4,502,428
貸 倒 引 当 金	△14,341	長期借入金 リース債務	2,784,186
固定資産	7,560,890	サース 個 務 一 資 産 除 去 債 務 一	1,006,239 17,560
有形固定資産	5,189,704	操延税金負債	195,455
建物及び構築物	1,470,455		
生物及0 悔未物	1,470,433	長期未払金	53,341
機械装置及び運搬具	1,252,184	退職給付に係る負債	445,645
土 地	975,530	負 債 合 計	8,016,245
リース資産	1,351,126	(純資産の部)	
そ の 他	140,407	株主資本	6,748,195
無形固定資産	256,603	資 本 金	3,099,194
電話加入権	17,259	資本剰余金	1,703,329
そ の 他	239,344		
投資その他の資産	2,114,582	利益剰余金	1,992,369
投資有価証券	1,632,637	自己株式	△46,696
関係会社出資金	411,672	その他の包括利益累計額	1,190,874
差入保証金	51,791	その他有価証券評価差額金	691,350
保険積立金	27,053	為替換算調整勘定	426,988
繰延税金資産	13,171		
その他	5,856	退職給付に係る調整累計額	72,535
貸倒引当金	△27,600	純 資 産 合 計	7,939,070
資 産 合 計	15,955,315	負債及び純資産合計	15,955,315

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

科目	金	額
売 上 高		8,793,113
売 上 原 価		5,782,588
売 上 総 利 益		3,010,524
販売費及び一般管理費		2,791,341
営 業 利 益		219,183
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	51,381	
助 成 金 収 入	2,784	
持分法による投資利益	12,068	
受 取 賃 貸 料	7,504	
受取ライセンス料	10,620	
債 務 消 滅 益	11,424	
その他収益	22,279	118,062
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	98,244	
支 払 手 数 料	17,660	
為替差損	18,685	
そ の 他 費 用	6,893	141,483
経 常 利 益		195,762
特別利益		
固定資産売却益	999	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	15,274	16,274
特 別 損 失		
固定資産除売却損	1,682	1,682
税金等調整前当期純利益		210,354
法人税、住民税及び事業税	54,848	
法人税等調整額	△49,915	4,932
当期 純利益		205,422
親会社株主に帰属する当期純利益		205,422

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

(単位:千円)

株 È 資 本 資本金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 株主資本合計 2024年4月1日残高 3,099,194 1,703,329 1,861,240 △46,592 6,617,172 連結会計年度中の変動額 剰余金の配当 △74,293  $\triangle 74,293$ 親会社株主に帰属 205,422 205,422 する当期純利益 自己株式の取得  $\triangle 104$ △104 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額 (純額) 連結会計年度中の変動額合計 131,128 △104 131,023 6,748,195 2025年3月31日残高 3.099.194 1.703.329 1,992,369 △46.696

	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計
2024年4月1日残高	654,254	408,262	124,969	1,187,486	7,804,659
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△74,293
親会社株主に帰属する当期純利益					205,422
自己株式の取得					△104
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	37,095	18,725	△52,433	3,387	3,387
連結会計年度中の変動額合計	37,095	18,725	△52,433	3,387	134,410
2025年3月31日残高	691,350	426,988	72,535	1,190,874	7,939,070

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表 (2025年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7.235.643	流動負債	3,450,115
現金及び預金	935,500	支 払 手 形	42,751
受 取 手 形	85,349	電子記録債務	645,318
電子記録債権	235,123	買 掛 金	249,769
売 掛 金	1,563,243	一年以内返済予定長期借入金	1,523,907
商品及び製品	1,552,772	一年以内返済予定リース債務	432,823
仕 掛 品	1,666,994	未 払 費 用	117,067
原材料及び貯蔵品	1,013,370	未 払 法 人 税 等	33,486
前 払 費 用	69,735	賞 与 引 当 金	198,088
未 収 入 金	70,583	設備関係電子記録債務	90,018
その他	50,007	設備関係未払金	52,828
算 倒 引 当 金	△7,038	そ の 他	64,056
固定資産	7,529,057		4.567.046
有形固定資産	5,182,929	固定負債	4,567,016
建物物	1,368,247	長期借入金リース債務	2,784,186
構 築 物機械及び装置	102,207 1.245.057		1,006,239 17,560
	5,363	資産除去債務 繰延税金負債	187,508
工具、器具及び備品	134,198	長期未払金	53,341
土 地	975,530	退職給付引当金	518,181
リース資産	1,351,126		8,017,132
建設仮勘定	1,198		0,017,132
	1,130	(純資産の部) 株 主 資 本	6,056,217
無形固定資産	254,768	<b>新王貝本</b> 資 本 金	3,099,194
電話加入権	17,259	資本剰余金	1,703,329
その他	237,508	資本準備金	1,689,280
投資その他の資産	2,091,359	その他資本剰余金	14,048
投資有価証券	1,632,637	自己株式処分差益	14,048
関係会社株式	126,098	利 益 剰 余 金	1,300,390
関係会社出資金	279,507	その他利益剰余金	1,300,390
差入保証金	47,806	繰越利益剰余金	1,300,390
保険積立金	27,053	自己_ 株 式	△46,696
そ の 他	5,856	評価・換算差額等	691,350
貸 倒 引 当 金	△27,600	その他有価証券評価差額金	691,350
	4.764.753	純 資 産 合 計	6,747,567
資 産 合 計	14,764,700	負債及び純資産合計	14,764,700

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)

科目	金	額
売 上 高		8,180,431
売 上 原 価		5,795,211
売 上 総 利 益		2,385,219
販売費及び一般管理費		2,233,338
営 業 利 益		151,881
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	45,192	
受 取 賃 貸 料	7,504	
助 成 金 収 入	2,784	
受取ライセンス料	10,620	
債 務 消 滅 益	11,424	
そ の 他 収 益	12,390	89,916
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	98,244	
支 払 手 数 料	17,660	
為 替 差 損	18,569	
そ の 他 費 用	6,876	141,350
経 常 利 益		100,447
特 別 利 益		
固定資産売却益	999	
投資有価証券売却益	15,274	16,274
特 別 損 失		
固定資産除売却損	1,682	1,682
税引前当期純利益		115,039
法人税、住民税及び事業税	21,900	
法人税等調整額	△46,236	△24,336
当期純利益		139,376

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から) 2025年3月31日まで)

		株	主	資	本	
		資	本 剰 余	金	利益乗	第 余 金
	資 本 金	資本準備金	その他資本 剰 余 金 自己株式 処分差益	資本剰余金合計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金合計
2024年4月1日残高	3,099,194	1,689,280	14,048	1,703,329	1,235,308	1,235,308
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△74,293	△74,293
当期純利益					139,376	139,376
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	_	_	-	_	65,082	65,082
2025年3月31日残高	3,099,194	1,689,280	14,048	1,703,329	1,300,390	1,300,390

	株主資本		評価・換算差額等			
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
2024年4月1日残高	△ 46,592	5,991,239	654,254	654,254	6,645,494	
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△74,293			△74,293	
当期純利益		139,376			139,376	
自己株式の取得	△104	△104			△104	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			37,095	37,095	37,095	
事業年度中の変動額合計	△104	64,977	37,095	37,095	102,073	
2025年3月31日残高	△46,696	6,056,217	691,350	691,350	6,747,567	

<sup>(</sup>注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

#### 独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

ダイジェット工業株式会社 取締役会御中

清 友 監 査 法 人 大 阪 事 務 所

指定社員

業務執行社員 公認会計士 井川浩典

指定社員

業務執行社員 公認会計士 人見 敏之

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイジェット工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイジェット工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤 謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者 が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適 用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報 に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に 関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対 して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監 査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

ダイジェット工業株式会社 取締役会御中

清 友 監 査 法 人 大 阪 事 務 所

指定社員

業務執行社員 公認会計士 井川浩典

指定社員

業務執行社員 公認会計士 人見 敏之

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイジェット工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通 読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で 得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要 な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うこと にある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると 判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必 要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に 不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、 監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにあ る。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計する と、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、 重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な 虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適 用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証 拠を入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのも のではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査 手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって 行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の 実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監 査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

# 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の 分担等に従い、会社の内部統制部門及び内部監査部門と連携の上、重要な会議 に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受 け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事 業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、 子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事 業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視 及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受 け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適 正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げ る事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備 している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく 示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重 大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の 在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されてい る会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったも のであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社 役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

ダイジェット工業株式会社 監査等委員会 常勤監査等委員 井 川 貴 夫 ⑩ 監査等委員 小 島 康 秀 ⑪ 監査等委員 平 井 満 ⑩

(注) 監査等委員小島康秀、及び平井満は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する 社外取締役であります。

# 株主総会参考書類

# 議案および参考事項

# 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益配分につきましては、財務体質強化のための内部留保とともに経営の重要な政策課題と認識し、安定した配当を維持すべきことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の経営環境等を総合的に勘案し、1株当たり25円とし、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき 25円 総額74,290,425円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2025年6月27日

# 第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(4名)が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各取締役候補者に関して、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数		
1	いけずみ あゆむ 生 悦 住 歩 (1962年9月9日生) (男性) 再 任	1985年4月 (㈱富士銀行入行 1991年6月 当社入社 1995年6月 取締役国際部長 1997年6月 常務取締役管理部長兼営業統括部長 1998年9月 常務取締役 2001年6月 専務取締役 2003年6月 代表取締役副社長 2006年6月 代表取締役社長(現任)	128,650株		
	選任の理由 生悦住歩氏は、当社の代表取締役社長として当社グループの経営を担い、強いリーダーシップにより国内外の事業を牽引してきた実績と経営者としての経験と見識を有し、取締役会議長して経営上重要な案件について十分かつ適切な説明を行って取締役会の意思決定機能を高めており、引き続き、取締役として適任と判断しました。				
2	こばゃし ゅういち 古 林 雄 一 (1957年10月7日生) (男性) 再 任	1982年3月 当社入社 2006年4月 製造本部生産企画部長 2008年6月 製造本部三重事業所長 2011年6月 業務役員生産企画部長 2013年6月 取締役製造担当兼生産企画部長 2015年6月 常務取締役 営業・製造・技術担当 黛杰漢金 (滄州) 精密模具有限公司 董事長 (現任) 2017年4月 当社常務取締役経営企画部長 2020年4月 当社常務取締役 2021年6月 当社常務取締役 2021年6月 当社常務取締役経営企画部長 (現任) (重要な兼職の状況) 黛杰漢金 (滄州) 精密模具有限公司董事長	12,500株		

#### 選任の理由

古林雄一氏は、当社の常務取締役として当社グループの主要部門を統括し、事業構造改革を推進してきた実績と生産管理部門を中心に製造部門、生産技術部門、営業部門等における幅広い経験とそれに基づく高い見識を有しており、取締役会においても持続的な企業価値向上の観点から適切な発言を行っており、引き続き、取締役として適任と判断しました。

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数			
3	まんどう の <sup>ぶ お</sup> 安 藤 信 夫 (1963年5月18日生) (男性) 再 任	1987年4月 (株)富士銀行入行 2003年7月 (株)みずほ銀行京都支店次長 2010年10月 みずほ信託銀行(株)大阪支店上席部長代理 2013年10月 同行コンプライアンス統括部参事役 2016年7月 当社入社 経理部長 2016年10月 業務役員経理部長 2017年6月 取締役経理部長 2018年6月 取締役総務部長兼経理部長 2025年4月 取締役総務・人事・経理担当(現任)	5,300株			
	選任の理由 安藤信夫氏は、当社の総務・人事・経理部門の担当として、総務・人事・経理部門を統括し、 当社グループの業務改革を推進してきた実績と金融機関での豊富な経験とそれに基づく高度で 専門的な見識を有しており、取締役会においても持続的な企業価値向上の観点から適切な発言 を行っており、引き続き、取締役として適任と判断しました。					
4	<ul><li>ぶじいしげみつ</li><li>藤 井 繁 光 (1959年4月28日生) (男性)</li><li>再 任</li></ul>	1982年3月 当社入社 2012年4月 切削工具技術部長 2017年4月 三重事業所長 2019年4月 業務役員三重事業所長 2021年6月 取締役三重事業所長 2025年4月 取締役製造担当(現任)	3,600株			
	選任の理由					

藤井繁光氏は、当社の製造担当として、三重事業所の運営管理を統括してきた実績と技術部門 全般における幅広い経験とそれに基づく高い見識を有しており、取締役会においても持続的な 企業価値向上の観点から適切な発言を行っており、引き続き、取締役として適任と判断しまし た。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係 る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、生悦住歩、古林雄一、安藤信夫、藤井繁光の各氏が、当該保険契約の被保険者 となっております。なお、保険料は全額会社が負担しております。また、各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予 定であります。

# 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役(監査等委員という。以下、本議案において同じ。)全員(3名)が任期満了となりますので、監査等委員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数		
1	サイン カー た か ま 井 川 貴 夫 (1960年2月13日生) (男性) 「用 任	1984年3月 当社入社 2016年4月 管理室長 2019年4月 管理部長 2020年3月 管理部シニアエキスパート 2021年6月 取締役常勤監査等委員(現任)	2,400株		
	を担当し、販売業務や 識に基づく知見を有し	まで当社の販売部門をはじめ、販売促進部門や管理部門、内 ○販売企画、品質管理、内部監査を担ってきた実績と幅広い いており、監査等委員として、当社の経営全般に対する監視・ ・え、引き続き、監査等委員として適任と判断しました。	業務経験や知		
2	できない。 3つる 平 井 満 (1949年5月26日生) (男性) 再 任 社 外 独 立	1979年4月 弁護士登録 1982年4月 平井満法律事務所開設(現任) 2017年6月 当社補欠監査等委員 2019年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 平井満法律事務所弁護士	〇株		
	選任の理由および期待される役割の概要 平井満氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有しており、これまで監査等委員として、その知見を当社の監査・監督体制に活かしていただくとともに、専門的見地から適切な助言・提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員として適任と判断しました。また、同氏には、弁護士としての法的な専門知識と経験を活かし、客観的立場から独立性をもって当社の経営を監視・監督していただくことを期待しております。				
3	本 ん ぱ ゆ き 南 場 祐 希 (1982年10月30日生) (女性) 新 任 社 外 独 立	2008年12月 有限責任あずさ監査法人入社 2012年9月 公認会計士登録 2012年10月 辻・本郷税理士法人入社 2015年2月 税理士登録 2016年11月 南場祐希公認会計士・税理士事務所(現 南場祐希公認会計士事務所)開設(現任) 2020年11月 税理士法人アキュム代表社員就任(現任) 2022年9月 監査法人ユウワット会計社社員就任(現任) (重要な兼職の状況) 南場祐希公認会計士事務所公認会計士 税理士法人アキュム代表社員 監査法人フウワット社員	〇株		
	選任の理由および期待される役割の概要 南場祐希氏は、公認会計士・税理士として専門的な知識、経験を有しており、その知見を活か し、客観的立場から独立性をもって当社の経営を監視・監督していただくことを期待し、監査等 委員として適任と判断しました。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。 2. 平井満、南場祐希の両氏は、社外取締役候補者であります。 3. 平井満氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として会社法務に精 通し、会社経営を統括する充分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職 務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
  - 4. 南場祐希氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士 として企業会計に精通し、会社経営を統括する充分な見識を有しておられることから、社 外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
  - 5. 平井満氏の当社社外取締役(監査等委員)就任期間は本総会終結の時をもって6年となりま
  - 当社は、平井満、井川貴夫の両氏と会社法第427条第1項および定款第31条第2項に基づ き、法令の定める最低限度額を損害賠償責任限度額とする責任限定契約を締結しており、 両氏が監査等委員に再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、南場 祐希氏が選任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項および定款第31条第2項 に基づき、法令の定める最低限度額を損害賠償責任限度額とする責任限定契約を締結する 予定であります。
  - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間 で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係 る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することと しており、平井満、井川貴夫の両氏が、当該保険契約の被保険者となっております。なお、 保険料は全額会社が負担しております。また、各候補者が選任された場合には、当該保険 契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。 8. 当社は、平井満氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。ま
  - た、南場祐希氏が選任された場合には、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立 役員として届け出る予定であります。

# 【参考】各取締役のスキルマトリックス

当社の取締役会は、経営戦略に基づき、能力・知識・経験においてバランスよく備わるよう構成し、その実効性の確保につとめております。

				各取締	役に期待	する専	門性およ	び経験		
氏 名	地位	企業経営 ・経営戦略	法 務 ・リスク管理 ・ガバナンス	営 業 ・マーケティンウ	I T · DX	人 事 · 人材開発	財務・会計・ファイナンス	#ステナピリティ • E S G	国際ビジネス	製造・研究開発
生悦住 歩	代表取締役 社 長	•		•		•	•	•	•	•
古林雄一	常務取締役	•		•		•	•	•	•	•
安藤信夫	取締役 総・爆弾	•	•		•	•	•	•		
藤井繁光	取締役製造担当				•	•		•	•	•
井川貴夫	取締役(常勤監査等委員)		•	•				•		
平井 満	社外取締役 (監査等委員)		•					•		
南場祐希	社外取締役 (監査等委員)		•				•			

- (注) 1. 上記の一覧表は、各役員が有する全ての知見および経験を表すものではありません。
  - 2. 各候補者は当社における選任基準を充足しており、そのうえで取締役会として専門分野等のバランスを本マトリックスにて示すものとなります。
  - 3. 2025年5月13日開催の取締役会において、スキル等の見直しを行ったため、従前とは一部記載が異なっております。

# <スキルの選定理由>

スキル	選定理由
企業経営・経営戦略	事業環境が大きく変化する中、当社が企業として持続的な成長戦略を策定し、実行するためには、企業経営全般に関する能力・知識・経験が必要なため。
法務・リスク管理 ・ガバナンス	「社会に信頼され、認められる企業」を目指す当社にとって、法令遵守を踏まえたリスク管理は、事業活動としての基盤であって、経営監督の実効性向上のためにも、法務的知見およびコーポレートガバナンスやリスク管理分野に関する能力・知識・経験が必要なため。
営業・マーケティング	急速に変化する社会の中、当社としてお客様のニーズに迅速に対応し、付加価値の高い製品・ソリューションを提供していくことが、社会・お客様の課題解決と価値創造につながると考えており、その実現のためには、営業戦略策定やマーケットトレンド把握に関する能力・知識・経験が必要なため。
I T • DX	事業の活動基盤となるIT技術を取り入れたビジネス環境を構築し、イノベーションを追求する企業文化を実現するためには、IT・DXに関する能力・知識・経験が必要なため。
人事・人材開発	当社の理念にもある「溌溂とした」従業員の育成・成長、多様な働き方を推進し、人 的資本の価値を最大限に発揮させる人事戦略を策定するためには人事・人材開発に関 する能力・知識・経験が必要なため。
財務・会計・ファイナンス	財務・収益体質の改善に取り組み、盤石な財務戦略を構築し、ステークホルダーへの 適正な利益還元を実現するためには、財務・会計・ファイナンスに関する能力・知 識・経験が必要なため。
サステナビリティ・ESG	循環型社会の視点に立った事業活動を展開するためには、環境や社会等の課題に取り組み、企業として持続可能な成長を実現し、社会への貢献を行うことが重要であり、そのためにはサステナビリティ・ESGに関する能力・知識・経験が必要なため。
国際ビジネス	欧米・アジア等の海外マーケットへ注力し、海外での売上高向上を実現するためには、海外文化や事業環境等の多様性への理解や、グローバルな視点、成長投資における先見性などに関する能力・知識・経験が必要なため。
製造・研究開発	「独創性豊かな技術開発」に向けて、生産効率の向上、高収益化を実現し、ビジネス 変革をリードするために、製造開発に関する能力・知識・経験が必要なため。

### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役(監査等委員という。以下、本議案において同じ。)が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、全ての監査等委員の補欠として、あらかじめ補欠の監査等委員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取消すことができるものとします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。 補欠の監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社 の 株 式 の 数
はりばら よしつぐ 針 原 祥 次 (1955年3月28日生) (男性) 社 外 独 立	1989年4月 弁護士登録 1995年4月 針原法律事務所(現 針原辻岡法律事務所) 開設(現任) 2019年6月 当社補欠監査等委員(現任) (重要な兼職の状況) 針原辻岡法律事務所弁護士	〇株

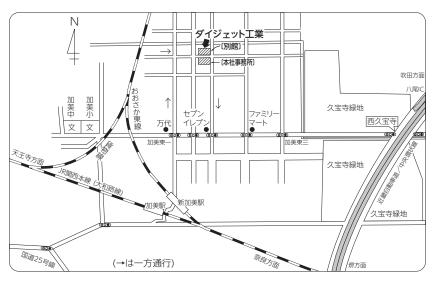
#### 選任の理由および期待される役割の概要

針原祥次氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有しており、客観的立場から当社の経営を監査・監督していただくために、補欠の監査等委員として適任と判断いたしました。また、同氏には、弁護士としての法的な専門知識と経験を活かし、客観的立場から独立性をもって当社の経営を監視・監督していただくことを期待しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 候補者は、補欠の社外取締役候補者であります。
  - 3. 候補者は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として、会社法務に精通し、会社経営を統括する充分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
  - 4. 候補者が監査等委員に就任された場合には、当社との間で会社法第427条第1項および定 款第31条第2項に基づき、法令の定める最低限度額を損害賠償責任限度額とする責任限定 契約を締結する予定であります。
  - 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、候補者が監査等委員に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
  - 6. 候補者が監査等委員に就任された場合には、当社は同候補者を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

# 株主総会会場ご案内図

会場:大阪市平野区加美北9丁目16番18号 ダイジェット工業株式会社 本社別館会議室(本社事務所北側) TEL 06 (6791) 6781



JR関西本線(大和路線)加美駅より徒歩約12分 JRおおさか東線 新加美駅より徒歩約12分